

会津若松市上下水道局入札及び契約に係る情報公表要領

(令和2年4月1日決裁)

(令和4年1月28日決裁)

会津若松市上下水道局が執行する入札及び契約等に係る情報の公表については、会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領（平成20年5月30日決裁）の例による。

この場合において、次の表の第1欄に掲げる同要領の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	会津若松市	会津若松市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）
別表中 1 建設工事	会津若松市財務規則（平成5年会津若松市財務規則第12号）第118条	会津若松市上下水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規程第10号）第20条
	会津若松市公告式条例（昭和36年会津若松市条例第45号）第2条第2項	会津若松市上下水道局公告式規程（令和2年会津若松市上下水道局管理規程第5号）第2条第2項

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和4年度以後に執行する入札及び契約に係る情報の公表について適用する。